

令和6年能登半島地震及び豪雨災害からの 復旧・復興に関する決議

令和6年能登半島地震の発生から1年4カ月が経過し、被災自治体の懸命な取組や、国や県、全国各地からの支援により、インフラの応急的な復旧、被災家屋の公費解体、仮設住宅や災害公営住宅の整備など、復旧から復興に向けた動きが少しずつ進展している。

しかしながら、本格的な復旧・復興には、半島地域の地理的特性、資材価格の高騰や人材の不足、広範な液状化地域の対策等による長期化が懸念されるほか、昨年9月に発生した奥能登地域への豪雨災害で、道路や農地など、新たな被害が生じており、被災地の人々にとって依然、不安な状況が続いている。

加えて、最も被害が大きな奥能登地域は、人口減少と高齢化の進行が著しく、被災者だけの力では早期の生活再建は極めて困難な状況にある。よって、国においては、地域の実情を十分に踏まえながら、一日も早い被災者の生活再建、被災地の復旧・創造的復興に向けた取組を強化、加速化するとともに、下記事項について、既存の法制等にとらわれることなく、また、被災地全体に同一の保障と財政措置を基本に、継続的かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1 生活関連インフラの早期復旧に向けた支援

- (1) 大規模な被害により被災地支援や被災者の避難に多大な支障を生じている幹線道路及び生活道路の迅速な復旧や、橋梁、トンネル等の公共土木施設の早期復旧・復興のため、権限代行などの支援を講じるとともに、全面的な財政支援措置を講じること。
- (2) 上水道並びに下水道及び浄化槽などの汚水排水の早期復旧を図るため、復旧工事等を担う技術者や施工事業者等の確保に対する支援など、各被災自治体への支援を強化すること。また、長期化が予想される上下水道の本格復旧に対し、持続的な財政支援を講じること。
- (3) 地盤隆起等により甚大な被害を受けた漁港の本格的な復旧には、より専門的な知識を要することから、国において必要な技術的な支援と財政支援を講じること。

2 液状化被害地域の復旧

- (1) 広範な液状化被害地域の早期復旧を図るため、引き続き国において必要な技術的支援を講じること。
- (2) 側方流動により地盤のずれが生じている民間宅地の境界復元に係る支援メニューを創設すること。
- (3) 液状化被害地域においては、建物における罹災判定区分が低い場合であっても、給排水設備などの被害により、多額の修繕費用を負担する被災者も多くあることから、被害の実態に応じた支援を講じること。
- (4) 被災宅地を含めた液状化エリアの一体的な対策について、自治体の財政負担を軽減するため、特段の財政措置を講じること。また、対策工法によっては、維持管理費が恒久的に必要となることから、将来自治体が負担する経費についても、財政措置を講じること。

3 被災者の生活支援

- (1) 被災者生活再建支援法の適用について、「半壊」「準半壊」「一部損壊」世帯への対象の拡大や現行の支給額の引き上げなど、被災者の実態に鑑み、財政措置の充実を図るとともに、地域福祉推進支援臨時特例交付金について、交付対象地域を拡大すること。
- (2) 被災者が十分な支援を受け得るために、令和7年12月末日までとされている応急修理制度の申請期間及び工事完了期間を延長すること。
- (3) 被災地における各種検（健）診や予防接種について、国の直轄事業化を図ること。

4 専門職及び技術者等の人材派遣及び技術的な助言

- (1) 応援職員を派遣する自治体の負担を軽減するため、災害対策本部運営支援や家屋調査など、災害救助法の対象外となる職員の短期派遣に係る経費について、現在8割となっている特別交付税措置を全額まで拡充すること。
- (2) 被災自治体が、中長期の派遣職員の受入れに要する経費について、現在8割となっている特別交付税措置を東日本大震災並みの全額まで拡充すること。

- (3) 農地・農業用施設の災害復旧に係る設計書作成等の支援のため、長期にわたる技術職員を派遣すること。
- (4) 住宅建築及び都市基盤整備において必要となる埋蔵文化財調査等に対する全面的な財政支援と専門職員の派遣を支援すること。

5 被災児童・生徒等の支援

精神的に不安定な児童・生徒等に対する心のケアなどにより教職員が業務過多となっていることから、教員の加配措置を拡充するとともに、発達支援に携わる専門職を派遣し、発達に特性のある児童・生徒や保護者の負担の軽減を図ること。

6 災害廃棄物の処理支援

- (1) 震災で生じた大量の災害廃棄物を早急に処理するため、ごみ処理施設・し尿処理施設の緊急仮復旧及び本格復旧をはじめ、仮置場の設置や災害廃棄物の輸送、最終処分場の確保、広域処理体制の整備などに対し、必要な支援を講じるとともに、被災自治体負担額の更なる軽減を図ること。
- (2) 災害廃棄物処理を関連省庁共同プロジェクトと位置付け、効率的で効果的に実施すること。
- (3) 公費解体の適用範囲について、倒壊の塀や擁壁などの解体費用や家財等の搬出費も補助対象とするとともに、中小企業以外の企業にも補助対象を拡充すること。

7 災害復旧・復興に向けた支援

- (1) 震災からの復旧・復興には長い時間と多額の経費が見込まれることから、被災地の復旧・復興等に要する経費について、速やかなる生活基盤の回復に向けての支援と中長期の財源確保ができるよう地方財政措置の拡充及び継続を図ること。
- (2) 消防・防災関係施設や文教施設、医療機関の迅速な復旧のため、補助率の嵩上げを行うとともに、機能向上を含んだ復旧が行なえるよう、補助の対象を拡大すること。
- (3) 被災地域の公立病院が医療体制を維持できるよう、収入の減少を補てんする新たな枠組みを創設すること。

- (4) 指定避難所や緊急避難場所となっている地域コミュニティ施設の災害復旧事業や機能強化等に対し、十分な財政支援を講じること。
- (5) 災害復旧に係る経費のほか、予防保全的に行う土砂災害対策及び治水対策等に対する財政措置を充実すること。
- (6) 被災した配水管の復旧に際し、新たな被害を防止するため、破損箇所限定せず一体的に布設替えができるよう災害復旧費補助の対象を拡大すること。
- (7) 上下水道の早期復旧と地方公営企業の経営安定等を図るため、災害復旧事業に係る補助対象の拡充、補助率の嵩上げなど、特段の財政支援を講じるとともに、地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金に係る地方財政措置について、事業費の全額が特例措置の対象となるよう、財政措置の拡充を図ること。また、年度途中での資金不足が懸念されることから、年度当初の補助金の概算交付を実施すること。

8 避難者の受入を行う自治体等への支援

- (1) 住み慣れた地域を離れて仮設住宅等に入居している被災者の健康状況の確認や福祉的サポート体制を充実のため、居住自治体に対する人材派遣及び財政措置等を継続すること。
- (2) 広域的に避難者受入を行う自治体や福祉施設が、万全の被災者支援を行うことができるよう、平時から人的支援体制の構築と財政支援の拡充を図ること。

9 商工業及び農林水産業の復興に向けた支援

- (1) なりわい再建支援事業など被災事業者に対する支援制度を強化し、負担を軽減するとともに、新店舗や仮店舗への一時移転費用、間接被害事業者への支援、飲食業界への支援など、支援策の拡充を図るとともに、長期的な財政支援措置を講じること。
- (2) なりわい再建支援補助金について、復旧に際し、原状回復にとどまらず、生産性を向上した新たな設備への建替、入替が行えるよう、支援措置の拡充を図るとともに、既存補助事業の申請手続きの簡素化・迅速化を図ること。
- (3) 事業活動の休業や縮小を余儀なくされた事業所に対する雇用調整助成金の特例措置の支給期間及び支給日数を延長するとともに、助成率の更なる引き上げを行うこと。

- (4) 被災した企業の人材確保対策を支援するための措置を講じること。
- (5) 農林漁業施設等の復旧・復興について、事業継続に意欲のあるすべての農林漁業者に支援が行き渡るよう、長期的な財政支援措置を講じること。

10 観光産業の復興及び観光客回復に向けた支援

- (1) 被災した宿泊施設の事業再開に向け、海岸護岸やインフラ等の早期復旧を図るとともに、施設の改修や、従業員の維持、確保に向けた支援措置を講じること。
- (2) 被災地域にある観光施設の復興及び経営の安定化、地域の祭りやイベントの再開に向け、自治体等が行う取組を支援すること。
- (3) 北陸への観光旅行の需要を回復させるため、旅行支援施策等を継続的に実施するとともに、訪日外国人の北陸への誘客強化を図ること。
- (4) 間違った情報や誤解を招く情報、風評被害を防止するため、適切かつ正確な情報を徹底して提供し、周知すること。

11 文化財・重要伝統的建造物等の早期復旧に向けた支援

- (1) 震災及び豪雨により損壊した文化財・重要伝統的建造物等の復旧について、所有者の費用負担の更なる軽減を図ること。
- (2) 存続の危機に直面している「輪島塗」と「輪島の海女漁の技術（伝統的漁撈文化）」の卓越性を広く発信し、ユネスコ無形文化遺産の登録を支援すること。また、「輪島塗」の後継者の確保や原材料及び商品の保管施設の整備を支援するとともに、輪島の海女漁の再開に向けた漁場清掃、漁場環境調査、海藻養殖事業等の取組に対し、新たな支援制度を確立すること。

12 建設型応急住宅の活用

建設型応急住宅の再利用を含めた入居制度の緩和について検討し、活用を進めること。

13 今後の防災対策

- (1) 今回の震災を踏まえ実施する地域防災計画や各種ハザードマップの更新や整備などに十分な財政措置を講じること。
- (2) 防災力の向上のため、緊急物資の備蓄倉庫を兼ね備えた防災拠点施

設を整備するとともに、今後整備や更新が必要となる消防関係の施設・設備、避難所や備蓄倉庫、備蓄物資などを対象とした新たな補助金の創設や、補助対象の拡大、補助率の嵩上げを行うなど、国による弾力的かつ全面的な財政支援措置を講じること。

- (3) 災害時の孤立状態を回避するため、能越自動車道など高規格幹線道路の整備を促進すること。

以上 決議する。

令和7年5月15日

第186回北信越市長会総会